前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行つていた個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日 二　行わないものとした個人ばく露測定講習の業務の範囲

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録）

第十九条の二十四の二の十六　粉じん則第二十六条第三項の登録（以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において単に「登録」という。）は、同項の較正（以下この章において単に「較正」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の四　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　実施管理者として、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。

三　（略）

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録）

第十九条の二十四の二の十六　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条第三項の登録（以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において単に「登録」という。）は、同項の較正（以下この章において単に「較正」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の四　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　実施管理者として、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。

三　（略）

2　（略）